



# 池田総合特許法律事務所 ニュースレター

～夏だより～

平成26年8月 第2号

## ～ 残暑お見舞い申し上げます ～

残暑お見舞い申し上げます。皆様お変わりありませんか。昨夏に事務所を移転して1年が経ちました。桜通りに面した8階から眺めるイチョウ並木や街の風景は、季節の風とともに、ふとした時に心を和ませてくれます。お訪ねいただいたクライアントの皆様からも、池田事務所らしい穏やかで爽やかな打ち合わせ室ですね、とご好評をいただいています。

子どもの頃、夏休みが終わりに近づくと、新学期を迎えて一年の折り返し地点といった意識が強かったのですが、歳を重ねた今は、8月終盤は今年も残すところ4ヶ月という現実には心は焦ります。今年前半は、ソチ・オリンピックでの羽生選手、浅田選手の活躍や東京2020オリンピック誘致成功などの朗報もあり、アベノミクスで景気の浮上も期待されていました。しかし、このところ、特定秘密法の成立や集団的自衛権を巡る閣議決定、小保方さん問題、さらに最近では、都議会でのセクハラ野次や号泣会見する県議など、果たして、日本は大丈夫なの？と思う事件や問題も目を惹きます。では、自分のことは？と振り返ると困るのですが、「これからの10年」をこれまでより、ちょっと真面目に考えてみたということでしょうか。嘘をつかず、そして自我を守る、そして、自分のやりたいことは何かしら真剣に考えなければと思います。皆様はいかがでしょう。

さて、梅雨明け宣言はなされましたが、今年8月は、昨年に較べて、太平洋高気圧の勢力が弱いため、湿った空気や上空の寒気の影響を受けやすくゲリラ豪雨が発生しやすいという予報も出されています。アメダスは全国に1300か所ですから、全ての降雨を正確に観測することはできません。また、過去のデータから割り出すというウエザーニュースも10kmメッシュ毎の情報だそうです。いざという時の判断は、やはり自分が頼りということでしょうか。そのためにも、まずは日々健康でいることが大切です。皆様のご健勝をお祈りします。

＜池田桂子＞

### はじめに

ニュースレター第2号（夏だより）をお届けします。

皆様のご意見、ご質問、ご感想等を当事務所まで頂けると助かります。

皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・疑問もご遠慮なく、当事務所（FAX052-684-6291）までお寄せください。

### 相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。裏面の日程にて無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM～5:30PM

## INDEX

- 👉 はじめに
- 👉 相談予約方法
- 👉 事務所からのお知らせ  
～セミナーを開催します～
- 👉 愚痴聞き地蔵
- 👉 ちょっと相談～ミニコラム～
- 👉 8月の無料相談会
- 👉 法律コラム  
～都市伝説－3年別居離婚説？～
- 👉 私的絵画百選①

### 事務所からのお知らせ ～セミナーを開催します～

9月4日（木）に同封の案内文の通り、相続税の改正をうけ、相続に関するセミナーを開催することに致しました。

アットホームな雰囲気で行進したいと思い、事務所の打合せ室で行う予定です。お気軽にお問い合わせのうえ、ご参加頂けると幸いです。

不慣れな点は、多々あるかと思いますが、御容赦願います。

### ～ 愚痴聞き地蔵 ～

那古野交差点南にある桂芳院に、『愚痴聞き地蔵』が祀られていることを、ご存知ですか？

地蔵とは、大地が全ての命を育む力を蔵するように、苦悩の人々をその無限の大慈悲の心で包み込み、救う所から名付けられたとされています。

誰にも話せないことをお地蔵様に聞いてもらうことで心が軽くなるかもしれません。一度、立ち寄ってみては如何でしょうか？  
（当事務所から、徒歩約15分）



### ちょっと相談～ミニコラム～

Q 離婚した夫から子どもの養育費が途絶えて何年かたちます。20歳まで支払ってくれる約束でした。未納分は、さかのぼって請求できますか？

A 離婚調停等の裁判手続で養育費の取り決めをしている場合は、調停調書にその内容が明記されています。調停調書の内容は裁判所の判決と同じ効力があります。

この場合、元夫の支払義務は明らかですので、養育費は未納分までさかのぼって請求しましょう。但し、不払いの時効は10年です。

支払を請求するには、家庭裁判所を通じて勧告してもらう方法、給与を差し押さえる強制執行を申立する方法等があります。

話し合いだけの約束で調停調書ほかで養育費の支払義務が書面化されていない場合、不払い事実に対する裏付けが重要なポイントです。いつから請求しているのかを証明するための記録や調停申立は、万が一の時のために役立ちます。

請求する側も、される側も、養育費は子どもの権利であることを、お忘れなく。

### 8月の無料相談会

- |        |                     |     |
|--------|---------------------|-----|
| 6日（水）  | 午後5時30分～<br>午後8時15分 | →終了 |
| 9日（土）  | 午後1時30分～<br>午後5時45分 |     |
| 20日（水） | 午後5時30分～<br>午後8時15分 |     |
| 23日（土） | 午後1時30分～<br>午後5時45分 |     |

☎ 052-684-6290  
受付時間9:00AM～5:30PM

# ー法律コラムよりー

(事務所ホームページに掲載しました。)

池田総合特許法律事務所



## ～都市伝説ー3年別居離婚説?～

離婚は、相手方が了解しない場合には、法律の定める理由が必要で、理由がない時には、離婚の請求が出来ません。ただ「性格の不一致」だけでは、離婚は出来ません。民法が掲げる理由には、「離婚を継続し難い重大な事由があるとき。」というのがあり、婚姻関係が破綻をしていることが、その一つの内容となります。

破綻しているかどうかは、夫婦関係という当事者間の微妙な問題で、外からみてもよくわかりません。そのため、別居という夫婦関係の断絶という外形を基準にして考えてみては、ということになり、別居が3年もすれば、夫婦関係の破綻による離婚は認められるでしょう、というのが別居3年離婚説です。

確かに、外国の例では、2～3年の別居で離婚を認めている国もあり、3年程度の別居で離婚を認めている裁判例もあります。しかし、それは少数で、別居に至る経緯に有責性があったり、そもそも同居期間が短かったり、といった他の事情が加味されているものが多いようです。やはり、最低でも6～8年程度の別居を必要とする裁判例の方が多くはないか、と思います。確かに、安全圏として少し余裕をみたくうえで、法的な手続きに入っているのです、上記のような結果となっているのかもしれませんが、やはり特殊な事情がなければ、少なくとも、5年以上は必要でしょう（民法の改正が議論される際、5年別居で、離婚を認めてはどうか、という議論もあります。）。

不貞などの有責配偶者からの離婚請求で15年経過しても認めないという裁判例、障がい者

(子)を抱えて、介護や経済的困窮を理由に9年の別居でも離婚を認めなかった裁判例もあります。

江戸時代には、夫側からの離婚しか認められず、妻の方から離婚を求めようとする場合、その最終手段として、縁切寺（鎌倉の東慶寺ほか）への駆け込み制度がありました。寺が調停を進めて、うまくいかない時は、寺入りとなり足かけ3年（実質満2年）経つと離婚が成立するという一方で、このあたりにも、3年別居離婚と同じ発想があるのかもしれませんが。

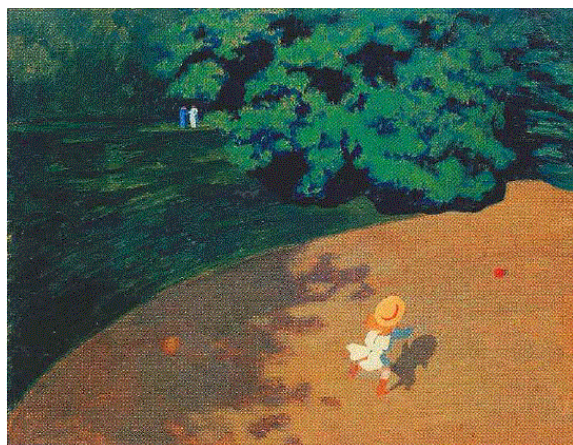
夫による連れ戻しは禁止され、寺入りといっても、実際は、寺が積極的に離婚に向けた調停活動を行い、寺に入ることなく、妻が実家に戻るケースが大半だったということです。寺の調停権限は、全国に及び、妻側にとっては、強力なシェルターだったようです。

閑話休題。別居は外形的事実として重要なポイントの一つではありますが、一方的な別居が開始されることもあるのですから、かなりの期間が経っても、その間に他方からやり直そうという働きかけや気持ちも無いことが確認されることが、もう一つのポイントです。

(池田伸之)

**【取扱い業務】** 企業法務／事業再生支援・整理・借金問題／相続・遺言・贈与・事業承継／高齢者ホームロイヤー・後見／交通事故／離婚・子どもを巡る問題／知的ライセンス契約・商標・意匠・実用新案・その他知的財産権／労働問題／不動産取引／出張セミナー／建築紛争／医療事故

# 私的絵画百選 ①



フェリックス・ヴァロトン  
「ボール」

Felix Edouard Vallotton  
油彩/板に張り付けた厚紙  
48×61cm  
オルセー美術館 所蔵

陽を浴びて少女がボールを追いかけている。画面奥には、広いドレスを着た婦人とブルーの背広を着た男性が緑茂る木々の下で何やら話している。不思議なことに、陽ざしは、遠くの大人にも、手前の少女にも等しく当たっている。

一見、楽しげな夏の絵と思いながら、すーっと通り過ぎてしまいそうなのですが、よく見てみると、あまりあり得ない光景であるように思えてきます。大人の世界と子どものいる空間は、緑の草木のゾーンと褐色の土壌のゾーンで截然と画されています。褐色の土壌の上には、木々の影でしょうか、その影が今にも少女を取り込もうと背後から迫っているようにも見えます。薄い影の中には、写るはずのない太陽の影が顔を出しているようにも見えます。

多義性の詰まったこの絵の作者は、フェニックス・ヴァロトン。スイス生まれの画家は、パリに出て活躍し、1899年にこの作品を描きました。

中には、空を飛ぶ鳥の眼から見た光景と評したりする人もいるこの絵ですが、私がこの絵から感じるのは、描かれている大人と子どもの世界の無関係性です。ちょっと残酷な感じすらしませんか。

ヴァロトンも属すると評されるナビ派の

ナビとは、ヘブライ語で預言者という言葉のようです。預言者たらんとする若者の情熱から、そのように名づけられたのでしょうか。彼らは、1980年代にパリのアカデミー・ジュリアンに通う若い画家たちによって結成された集団で、美的・空間的に秩序づけられた平面としての絵画を探求していました。1899年の展覧会を最後に解散してしまいましたが、彼らは、アール・ヌーボーの先駆的な役割を果たすことになっていきます。ゴッガン、ルドン、ロートレックらもナビ派と称されます。

ヴァロトンは絵を描き、美術評論を書き、多数の木版画を残しました。ユーモアの感じられる木版画は有名です。

昔、オルセー美術館で買い求めた案内本には「funny and ingenious composition」とこの絵のことを紹介していました。おかしく、独創的だということです。皆さんはどのように感じられましたか。

この絵は、人気のある絵なのか、日本にも度々出展されています。この夏、ヴァロトンの一大回顧展が東京駅に近い三菱一号館美術館で開かれています（9月23日まで）。この絵もご覧になれます。

<池田桂子>